

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(1) 大人の意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

第1章 計画の策定に当たって 3件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 自分さえ良ければよいという考えが多く思われる今、日本国憲法や子供の権利条約、札幌市子供の権利条例を子供時代に教え、自分の権利を主張し、他人の権利も守らなければならないことを、学校や、家庭、あるいは、地域で教えていかなければならない。 | 子どもが、自ら持つ権利について正しく理解し、それを行使することや、他者の持つ権利についても意識し、守らなければならないことについて、学校、家庭、地域で教えていく必要があります。 このことから、計画では、基本目標1において、子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性を育てていくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びの支援を進めることとしています。 |
| 2 | 「2 計画の位置づけ」について、「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」が「総合的に目指した計画」であるのに対し、推進計画も総合的なものとなるはずであり、その関係性が不明瞭である。 | 「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」が子どもや子育て家庭への支援を総合的に目指した計画であるのに対し、本計画は、子どもの意見表明やさまざまな体験機会の充実など、子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理しまとめたものです。 |
| 3 | 素案文章では、行政としての主体性が感じられないため、「子どもの権利の保障の視点で、関連する取組」の表現を「子どもの権利を保障する視点で、関連している取組」に変更すべき。 | 計画素案の概要版では、紙面上の都合から、御指摘の表現としていましたが、計画では、「子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理・促進する内容」としています。 |

第2章 現状と課題 9件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 4 | 子供が意見を言うことについて、子供との意見交換における子供の声の中に「間違いや批判を気にして意見を言う事ができない」、と記載されているが、大人社会でもスケープゴートは作られる。本題の議論を公に行う事が大切であることを子供に教えたらよい。 | 子どもの意見表明、参加を保障することは、条例の目的である子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長発達を支えることにつながることから、計画では、基本目標1「子どもの意見表明・参加の促進」において、子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めることや、子どもに関係するさまざまな場面において主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援することとしています。 |
| 5 | 大人が子供とどう関わればいいのかかわからないという現状について、学校以外にもさまざまな大人と子供の関わりを増やす必要があると思う。子供たちが地域のコミュニティと積極的に関わる機会を作ることができればよい。 | 子どもにとっては、主体的な遊びやスポーツ・サークル活動、社会活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことが大切です。 計画では、基本目標2の基本施策2「活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり」において、関係団体等と連携を図りながらこうした環境づくりを進めていくこととしています。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 6 | <p>「いじめの状況等に関する調査」について、本人が特定できる調査は迅速な対応が期待できる反面、本音を記載できるのかが不安。本音をしっかりと受け止められるよう配慮するか、生徒と学校（教職員・他の生徒）との信頼関係を築くことができるようなピア・サポートの導入などを期待したい。</p> | <p>いじめの問題については、早期発見・早期対応が大切であり、アンケート方式の調査だけでなく、面談等を実施して子どもたちの実態を把握するとともに、日常的な子どもたちとの触れ合いを通して信頼関係を築き、小さな変化を見取るよう努めています。</p> <p>また、ピア・サポートなど子どもたち同士が助け合い支え合う取組については、札幌市では、すでに教員対象の研修会や公開授業を行うなど、子どもの権利を生かした指導について研究を行っているところであり、計画においても、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行うこととしています。</p> |
| 7 | <p>課題 1「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の充実」について、大人たちが忙しいがために子どもたちが自主的な活動を行える環境をつくることのできないなどの問題から、子どもたちが活動しにくい環境であると感じている。学校単位に子ども会を組織し、有償ボランティアによる育成か児童館単位による組織化による支援が必要である。</p> | <p>札幌市では、子どもに関係するさまざまな場面において、意見表明や参加が進むよう、子どもの参加の機会を充実することや、それを支える大人への支援が必要であると考えています。</p> <p>計画では、基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」の基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」において、学校の児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めるほか、地域などで行われているさまざまな取組に子どもの参加を取り入れていただくため、子どもと大人が共にまちづくりに関わる取組などの情報を提供したり子どもの参加を進めるための知識や技術を習得する機会を設けるなどの支援を進めていくこととしています。</p> |
| 8 | <p>課題 1「地域等における子どもの意見表明・参加の機会の拡充」について、たくさんの人と人が触れ合う機会が必要だと感じる。また、意見表明についても欧米のようにディベートする機会を増やすことで自分の意見を言える場、他人がどう考えているかわかる場を多く提供してあげべきだと思う。地域の人の関わりはもちろん、社会全体で子どもの生活や育ちを保障してあげられるような環境になってほしい。</p> | <p>計画では、「子どもの意見表明・参加の促進」を基本目標の一つに掲げ、子どもが利用する施設運営に意見を反映する仕組みづくりを進めること、学校のきまりごとなどについて大人と子どもの話し合いの場を広げること、地域の取組に子どもの参加を進めるため、ノウハウを身につけるための講座の実施などの支援を行うことを盛り込んでいます。</p> <p>こうした取組を通して、子どもが関わるあらゆる場で、意見表明・参加の機会を充実していきたいと考えています。</p> |
| 9 | <p>課題 2「子どもの居場所の充実」について、集団活動を学ぶ場である学校現場では、しっかりとした予防的なカウンセリングを活用した人間関係づくりを期待する。また、他都市では、スクールカウンセラーが P T A 活動にピア・サポートを導入し、親を元気にして、カウンセリングスキルを同時に理解してもらう場を設け、子どもや家族を元気にするとともに地域活動の輪が広がったとの事例もあり、このような活動にも期待したい。</p> | <p>札幌市では、全ての市立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える子どもや保護者のカウンセリングを行っているほか、スクールカウンセラーを講師とする教職員研修会や保護者向け講演会を実施している学校もあります。</p> <p>今後とも、スクールカウンセラーの専門性を生かした取組を進めていきます。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に、引き続き P T A 活動を支援して参りたいと考えています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 10 | 課題2の本文中の表現「人間関係の希薄化などの社会環境の変化」は「の」が連続していて、メリハリが感じられないため、「人間関係の希薄化など、社会環境の変化」と変更する。 | 御指摘のとおり、修正します。 |
| 11 | 課題3「子どもの権利の侵害への速やかな対応」について、過去に虐待を受けた親や再婚によって血縁関係を待たない親などが子どもを虐待する傾向にあることと、しっかりとした家庭教育を受けていない親が、しつくと称して、子どもを虐待するという問題もあり、この親たちに対する教育についてもふれてほしい。 また、お互いの違いを認め、尊重し合い、子どもの権利の侵害を未然に防ぐ環境づくりに学校も明記し、行政、学校、市民が一丸となり取り組む必要がある。 | 現在、札幌市児童相談所では、子どもに対して虐待的な関わりなど不適切な養育を行っている保護者に対して、子育てプログラムを実施しています。計画でも、基本目標3の基本施策2「権利侵害を起さない環境づくり」において、虐待予防の観点から、育児等に関する知識の普及と育児不安を軽減するための相談支援として位置付けており、御指摘の趣旨についてもその中に盛り込んでいます。 なお、権利侵害への対応は、子どもが関わるあらゆる場面において取り組む必要があることから、課題3においては「市民が一丸となって」としてはいますが、具体的な施策としては、学校における児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を盛り込んでいます。 |
| 12 | 課題4が、課題の列記になっており、「取組の必要」な点が示されていない。 | 子どもを含めたより多くの市民が条例の趣旨について理解を深めることができるよう、効果的な広報や、普及啓発活動を行うことが課題であり、この課題に向けた施策は、基本目標4「子どもの権利を大切にす意識の向上」に盛り込んでいます。 |

第3章 基本理念及び基本目標 4件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 13 | 「いい学校、いい大学、いい会社（最近では公務員）」をキャッチフレーズに多くの母親たちが子どもを育てている。 限られたパイをめざすだけではなく、社会にどのように寄与していける人となりうるかを考えることの大切さをしっかり理解してもらえよう、基本理念の趣旨に、「子どもは、 <u>社会に寄与できる人をめざし</u> 、大人とのより良い関係の中で安心して過ごし、～」とアンダーラインの部分を追記してほしい。 | 子どもは、子ども時代のさまざまな経験を通して豊かに成長し、こうした過程において社会へ寄与する心についても培われると考えられます。この趣旨を含めて、「自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます」と表現しています。 |
| 14 | 基本理念について、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」とあるが、本計画の基本理念が「まちづくり」になっているように感じる。 | 子どもの権利条例（正式名：子どもの最善の利益を実現するための権利条例）では、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を、推進計画を定めて進めることとしており、計画の基本理念もこれを踏まえて設定しています。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 15 | 「基本理念」「基本目標」について、そうした結論に至るに当たり、現状認識はどういうところにあったのか。子ども未来局や権利委員会は、現状認識をどのように議論されたのかうかがいたい。 | <p>札幌市では、平成 22 年 3 月に大人・子ども各 5 千人を対象に「子どもに関する実態・意識調査」を実施しており、その結果などを踏まえ、計画を策定するうえでの現状・課題を次のとおり認識しています。</p> <p>1 点目として、さまざまな場面において、子どもが意見を言ったり、参加することについての意識が必ずしも十分ではないことがうかがえること、2 点目は、遊び場の減少、核家族化、地域における人間関係の希薄化といった社会環境の変化が子どもの過ごす環境に大きな影響を与えていることや、いじめや不登校など深刻な状況に置かれている子どもも少なくない現状にあること、3 点目は、いじめや児童虐待など子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっている中、札幌市においても、これらに関する相談件数が増加傾向にあること、4 点目として、子どもの権利条例の施行後、さまざまな取組を行っているものの、条例の認知度がいまだ高いものとはいえないことが挙げられます。</p> <p>こうした現状認識のもと、子どもの権利の保障を推進するため、計画の基本理念として「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げ、その実現に向けて、それぞれの課題に対応した施策を進めるため、4 つの基本目標を設定しています。</p> |
| 16 | 基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」の基本施策 2「子どもの参加の機会の充実と支援」について、参加の機会は、「広げ、かつ充実」するべきと考えるため、「子どもの参加の機会の拡充と支援」に変更すべき。 | 御意見の趣旨を含めて「充実」としていません。 |

第 4 章 基本施策 82 件

基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」 21 件

基本施策 1「子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり」 7 件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 17 | 基本施策が「雰囲気づくり」という記載になっているが、「雰囲気」よりも具体的な「環境整備」と表すべきではないか。 | 子どもの意見に対する大人の受け止めや、安心して意見を言える雰囲気は大変重要であることから、札幌市の附属機関である「子どもの権利委員会」の答申を踏まえて「雰囲気づくり」としており、具体的な環境整備については、基本施策 2 に掲げています。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 18 | <p>札幌市の条例に反対しているわけではないが、子どもの権利条約はもともと途上国のための条約であり、子ども意見表明をあえて条例で定めるほどのものなのかと思う。札幌市民は市政への関心が低いいため、運用に当たっては、保護者や親に対し、啓発活動を充実させてもらいたい。</p> | <p>子どもの意見表明は、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえで、大切にしなければならないと同時に、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねながら成長発達していくという観点においても重要な意義を有しています。</p> <p>こうしたことから、計画では、基本目標1「子どもの意見表明、参加の促進」において、子どもの参加を実質的に保障するために、まずは子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めることとしています。</p> |
| 19 | <p>実際に子供が意見をまとめて大人のところへ持って行ったとして、その意見をきちんと受け入れてもらえなかった場合にフォローをする大人が必要。</p> <p>また、模範的・優等生的な意見ではなく、本音を意見できるような雰囲気作りが必要。学校・町内会のみならず、フリースクール等、現状に不満の多い生徒の意見も吸い上げてほしい。</p> | <p>子どもの意見に対する大人の受け止めや、安心して意見を言える雰囲気は大変重要であり、また、子どもから意見を聞く際には、目的や内容等に応じて適切な方法で意見を聞くことが大切です。このことから、計画に基づき、子どもの参加を実質的に保障するため、まずは子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、より多くの意見を聞くことは重要な視点であり、そのことについての市民理解を深めていくことが大切であることから、このことに対する理解も深めていくという表現を盛り込むこととしました。</p> |
| 20 | <p>もっと親子の間での意見交換をする機会を作るべきだと考える。地域や学校単位で環境整備をすることも良いことだと思うが、親子関係の希薄化が問題視されている今日では特に、子どもにとって最も身近な存在である家族の中でこの計画どおりの環境を作っていくことが先決だと思う。</p> <p>そこで、行政の側が親子参加型のシンポジウムなどを開催し、親にも子どもにもこの様な環境作りをするように、導くことがよい。</p> | <p>子どもに関係するさまざまな場面において、子どもの意見表明、参加を保障することは、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長発達を支えることにつながると考えられます。</p> <p>このことから、計画では、基本目標1「子どもの意見表明、参加の促進」において、子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていくこととしており、保護者の皆様に対しても、出前講座などを活用し、さまざまな方法により理解を深める取組を行ってまいります。</p> |
| 21 | <p>「子どもサポーター養成講座修了者の活用」について、次のとおり提案する。</p> <p>(1) 実践的な技法を数多く学ぶ機会をつくってほしい。例えば「ファシリテーションのスキル」を身につけることで、子どもの意見を広く深く引き出すことにつながる。「子ども運営委員会」などの組織の支援者になれば、実際に機能する組織に育つ可能性が高い。</p> <p>(2) 子どもサポーターを「即戦力」にするために、講座は、区又は地区という小さな単位で開催するのが望ましい。サポーターが、お互いに仲間意識をもち身近な地域で活動に取り組みやすくすることで、小さな活動や実践が生まれ、その継続にもつながる。</p> | <p>計画では、子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学ぶ「子どもサポーター養成講座」を受講された方々に協力をいただき、地域における子どもの参加を推進することとしています。</p> <p>また、なるべく多くの方に講座を受講いただけるよう開催場所等についても工夫していきたいと考えています。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 22 | <p>「子どもサポーター養成講座」をもっと多く開催し、子どもサポーターを多く養成する必要がある。</p> <p>また、子どもの意見表明をしやすくするため、あらゆる場面で「子どもサポーター」を活用する必要がある。</p> | |
| 23 | <p>子どもの参画を促すファシリテーターには、大人と子ども双方の先入観を取り除き、両者が興味・関心を持って参加できる場づくりを目指す意識が大切。</p> <p>子どもの権利に重点が置かれすぎて、一方的なファシリテートをしていっては、大人の実感が得られない。バランス感覚ある大人がいることで、子どもの権利を見守り、遵守していく地域社会になっていくものだと思う。</p> | <p>地域における子どもの参加を進めるためには、子ども自身が興味・関心を持って活動に取り組むことや、子どもの活動を支える大人の役割が重要です。</p> <p>そのための支援として、札幌市では、子どもの主体性を引き出すコミュニケーションなどの実践的な技法の習得を目指した「子どもサポーター養成講座」を開催しています。講座を受講された方々にも協力をいただき、ご意見の趣旨を踏まえながら、地域における子どもの参加を進めていきたいと考えています。</p> |

基本施策2「子どもの参加の機会の充実と支援」 12件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 24 | <p>基本目標1の基本施策2の表題は「子どもの参加の機会の充実と支援」ではなく、「子どもの意見表明・参加の機会の充実と支援」と記載すべきであり、子どもの参加は、単なる参加を期待するものではなく、基本的に「意見表明・参加」と捉えるべきものである。</p> | <p>子どもの参加の「参加」は、単に客体としての参加ではなく、主体的にまちづくりに関わることを指しており、広義には、子どもの意見表明も含まれると考えています。</p> <p>基本目標1を「子どもの意見表明・参加の促進」としており、その内の具体的な施策の1つとしては、表現上のメリハリをつける意味からも、あえて「参加」としています。</p> |
| 25 | <p>「子ども運営委員会」「子ども企画委員会」の設置について、子どもの意見を反映するのはよいが、子どもは基本的に視野が狭く、特に小・中学生であれば、建設的な会議を行うことは難しいと思う。意見を聞くのであれば、アンケートを行い、その結果を大人が尊重すればよく、形だけの運営委員会をつくるのであれば、意味はない。無理に委員会をつくることで、子どもの権利の保障が進んだという印象を市民に与え、誤解を招くと思われる。</p> | <p>子どもに関係するさまざまな場面で意見表明、参加の機会を設けることは、市政に子どもの視点を取り入れるとともに、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えることにつながります。</p> <p>子ども運営委員会や子ども企画委員会の運用に当たっては、子どもの参加が形式的にならないよう、工夫や配慮を行う必要があると考えています。</p> |
| 26 | <p>自分の子供も児童会館を利用しているが、子供運営委員会のように、子供たちが積極的に意見できる場が増えて、子供目線での企画などが、より反映されることを願う。</p> | <p>子どもの声が活かされる施設や地域づくりなど、計画に基づき、さまざまな場面において、子どもの参加が進むよう、取り組んでいきたいと考えています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 27 | <p>「子ども運営委員会」・「子ども企画委員会」などの新規事業は望ましいが、「学校教育における子どもの参加の推進」事業では、「三者会議」をもっと各学校に導入するよう強く要請したい。これは国連子どもの権利委員会の勧告に応えるものである。</p> | <p>教育委員会では、生徒・保護者・教職員が一堂に集い、よりよい学校づくりに向けて議論する取組の実践展開例を教職員向けの指導の手引に掲載し、啓発を図ってまいりました。</p> <p>今後につきましても、各学校において、約束ごとを決める際や行事の企画などの場面で、発達段階に応じて子どもが意見を述べる機会を保障するなど、子どもの参加がより一層推進されるよう、様々な機会を通じて各学校に働き掛けてまいります。</p> |
| 28 | <p>「子どもの権利推進アドバイザー」の具体的な事業がどのようなものであるのかが不明であるが、「子どもサポーター」と連動していくことが望まれる。</p> | <p>「子どもの権利推進アドバイザー」は、市政における子どもの参加をはじめ、施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるため、関係する市の職員が専門的な見地から助言等を受ける制度です。これに対し、「子どもサポーター養成講座」は、子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学ぶ市民向けの講座です。</p> |
| 29 | <p>ピア・サポートは、小学生だけ、中学生だけではなく、広い年齢層が話し合える場であってほしい。</p> | <p>計画では、子ども同士が身近な課題を解決していく手段の一つとして「ピア・サポート」を例示しておりますが、一方で、子どもたちが幅広い年齢層の方々と話し合うことは、子どもの豊かな学びにとって大変貴重な経験となります。</p> <p>基本目標1の基本施策2の中の「学校教育における子どもの参加の推進」において、「三者会議」について例示しています。これは、生徒、保護者、教職員の三者が一堂に会し、学校問題の解決に向けて話し合う会議です。教育委員会では、このような取組例を各学校に提供するなどして、広い年齢層が話し合える場づくりの普及啓発に取り組んでいきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 30 | <p>「まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ」について、まちづくりセンター以外にも下記のような団体に協力してもらい、地域（町全体）で取り組むとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、町内会等のほか、市内で活動している市民団体で企画運営しているコミュニティスペース（コミュニティレストラン、地域のお茶の間等）に子供も参加し、地域の大人との交流機会を増やす。 ・老若男女が集まりおしゃべりをする企画を行っているところ（ボラナビカフェのような企画）に子供が参加し、自分自身の意見を話す場や機会を設ける。 ・市民団体等で行っている活動（地域のお手伝いサービスとして、例えば買い物代行、安否確認、お話相手、除雪、重い荷物を運ぶ、ゴミだし手伝い等）に可能な範囲で地域の子供にも協力してもらおう。また、子供からのアイデアや意見を活動に生かせるようにすることで地域社会への参加を実感してもらおう。 ・市民団体等からアドバイスやフォローを受けながら、子供自身が考えた企画を具現化し、運営する機会をつくる。（例・冬の除雪サービスを地域の子供たち自身で作った活動団体（生徒会、サークル、クラブ等）で請け負う） <p>これらにより、自分の意見を述べることに自信がついたり、自分以外にもいろいろな考え方が理解できる。また、自分が地域社会の一員として役に立っているという実感を持てる。</p> | <p>子どもを地域社会全体で育むに当たっては、各地域や団体が実情に合わせて子どもの視点を取り入れていくことが大切です。</p> <p>計画では、こうした取組を推進するため、基本目標1の基本施策2「子どもの参加の機会の充実と支援」において、子どもと大人が共にまちづくりに関わる事例などの情報を提供したり、地域における子どもの参加が進むよう、まちづくりセンターの調整機能を生かしながら、働きかけを行うこととしています。</p> <p>また、基本目標2の基本施策2「活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり」において、子どもが主体的な遊び、スポーツ、サークル活動、社会活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自信を確立していくことのできる環境づくりを、NPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている団体との連携を図りながら進めることとしています。</p> <p>計画の実施に当たっては、ご意見にあるような例も参考にしていきたいと考えています。</p> |
| 31 | <p>「まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ」について、今回の案で、地域での事業計画に対する子どもたちの意見反映の機会を持つことは、事業を推進する立場から賛同する。</p> <p>具体的な進め方は、「まちづくりセンター」を介して各団体の考えを尊重し、年度計画実行段階で実施できれば、より実のある成果が期待できると考える。</p> <p>例えば、次のようなことができないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区の協議会などの組織の機能を生かして本件の施策推進を図る。 2 地域別対抗が可能で、大人も子どもも一緒にできるスポーツや文化（伝統的な遊びなど）の大会等を持続的に開催することや、「札幌音頭と踊り」を募集してある程度公的な扱い（制定）をして、地域のイベント等の際に活用、浸透を図るなど、一体感を醸成する。 | |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 32 | <p>大人も保護者も「子どもが地域社会の中で活動することは子どもの成長にとって有益である」ことの認識が欠如しているという側面もある。</p> <p>基本施策にある「子どもサポーター養成講座」が有効なものであるならば、まず地域で先頭になって活動している大人集団「札幌市青少年育成委員会委員」全員が受講し、その資質を高めることが重要と考える。</p> <p>子どもの意見表明や参加は大切だが、当初は大人から子どもへの働きかけによりその土壌を構築していき、いずれは子どもの主体的な動きにつながればと考える。そのことを意識的に仕組みづくりをしていくべき集団が青少年育成委員会であるので、もっと活用してほしい。</p> | <p>子どもが地域のまちづくりに関わることは、子どもが将来のまちづくりの担い手として成長するなど、大きな意義があるとともに、地域にとっても、まちづくりの活力を生み出すことにつながります。</p> <p>このため、計画では、さまざまな地域の取組に、子どもの主体的な参加が進むよう、積極的に働きかけていくこととしています。青少年育成委員の皆様にはこうした活動の中心的な役割を担っていただく団体のひとつとして御協力いただきたいと考えています。なお、計画にも地域のまちづくり活動に特に関わりが深いと考えられる箇所、具体的な例示を行いました。(修正点は2ページのとおり。)</p> |
| 33 | <p>学校や地域で子どもたちに思いやりの心や奉仕の精神を育成していく取組が切望される。</p> <p>そのため、まちづくりセンターや連合町内会が中心となり、札幌市全地域に、子ども会を含め、子どもを支援し活動に協力する組織を設立することが「子どもの権利に関する推進」の一歩と考える。</p> | <p>条例の趣旨を踏まえ、子どもの主体的な取組をより一層進めるため、計画では、学校の児童会・生徒会活動をはじめ、ボランティア活動、サークル活動などの子どもの自主的な活動を促すための支援を行うことや、地域での子どもの参加を進めるためのノウハウを学ぶ講座を実施することなどを盛り込んでいます。</p> <p>地域での取組の推進に当たっては、まちづくりセンターの調整機能を生かしながら、関係するさまざまな団体と協力・連携して進めていきます。</p> |
| 34 | <p>「子どもの参加の機会の充実と支援」について、PTA活動に以下の「C」を入れた具体的な施策を入れてもらいたい。</p> <p>ここでいう「C」とは、「コミュニティ (community)、コミュニケーション (communication)、カウンセリングスキル (counselingskill)、チャイルド (child)」であり、少子化で教職員数が減った学校現場をサポートする保護者の役割に期待したいのと、予防的なカウンセリングスキルを理解することで子どもたち同士や保護者同士、保護者と教職員、保護者と子どもの自尊感情を高め、不登校や自殺予防にも期待できる。</p> <p>また、集団を対象とする予防的カウンセリングができる「教育カウンセラー」・「ピア・サポート・トレーナー」の養成について青少年育成委員の活用やまちづくりセンターの協力にも期待したい。</p> | <p>いただいたご意見を参考に、引き続きPTA活動を支援してまいりたいと考えています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 35 | <p>学びの支援や参加の機会の充実に関しては、小学生を対象にしているイメージがあるが、全ての条件が整った学習環境の中ではなく、異年齢学習等による実際的な体験を通じた意識の醸成が効果的だと思う。</p> <p>特に、高校生などは自らの意見を具現化することも可能であり、意見だけではなく運営についても参画できるような仕組みが効果的なのではないか。</p> | <p>計画では、子どもの豊かな成長につながる職業体験、自然体験など、さまざまな体験活動の機会の充実に向け、こうした取組が進むよう地域や企業、関係団体等へ働きかけることとしています。</p> <p>また、例えば、「子ども運営委員会」や「子ども企画委員会」の設置など、市政や地域における取組に子どもの参加が進むよう取り組んでいきます。</p> |

基本施策3「子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援」 2件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 36 | <p>学校教育の視点は書かれているが、生涯学習あるいは生涯教育の視点で子どもを育む趣旨を入れる必要がある。</p> <p>素案には子どもの自立と社会化が大目標として書かれているが、子どもが「生きる力」あるいは「自ら権利主体として札幌のまちを担っていく力量」を身につけていくためには、社会に出たときに必要とされる知識・経験・実践力を見据えた学びないしは教育という視点が必要である。子どもが生涯にわたってこれから生きていくために、必要な基礎的能力を子どものうちから身につけていくことの重要性について言及することが必要である。</p> | <p>教育委員会では、ふるさと札幌のまちに根ざした豊かな感性や人間性、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」を培うとともに、主体的に社会にかかわる自立した市民を育むため、基本目標1の基本施策3にあるように、平成21年度から全ての幼稚園・学校が札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進めています。特に、この三つのテーマのうち「読書」は、子どもが知的好奇心をふくらませ、生涯にわたり、学び、向上し続けようとする意欲を培う学習活動であると考え、重点を置くテーマとしています。</p> |
| 37 | <p>「プレーパーク事業の推進」について、川崎市で行っている公設・民営の「川崎市子ども夢パーク」事業と類似の事業を期待したい。なお、このプレーパーク事業には計画段階から市民活動との協同が望まれる。</p> | <p>プレーパークについては、公園や空き地などを使い、地域のみなさんが市民活動として、遊びを引き出すプレーリーダーの支援のもと、子どもたちが主体的に参加し、「自分の責任で自由に遊ぶ」遊び場を開催・運営する取組であると考えています。</p> <p>こうした取組は、地域における子どもの居場所を増やし、主体的に取り組む体験機会を充実させるだけでなく、地域において子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支える大人を増やすことにより、子どもの権利条例の理念を体現する場が広がることが期待されます。</p> <p>現在、市内の市民団体が中心となり活動している事例はありますが、事業の実施に際しては、プレーリーダーや運営者など担い手の育成や、地域の理解・協力、さらには既存の市民活動との連携が不可欠でありますので、他都市の事例も参考に、市内各地でこうした取組が広がるよう、札幌市としての支援のあり方を検討していきたいと考えます。</p> |

基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」 37 件

基本施策 1「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」 34 件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 38 | <p>子どもの権利条約は、もともと両親や同級生からのいじめや傷害などから生きる権利を守る必要性から生まれたものであり、札幌の権利条例は、はき違えている。だからモンスターパーエント等の親が、学校が子供の言う通り聞かないと苦情を言い、それを学校がきかなくてはいけない等、おかしい状況になっている。</p> <p>子どもの体験や参加についても正しい数字があらわれておらず、市に都合のいい数字を出しているだけであり、いじめについて、「いじめられていると思わない」が 90%だが、現状は違う。本人がいじめられていると思うと言うといじめなのである。もう少し子どもの居場所や遊べる場所を作るべきだと思う。</p> | <p>札幌市が制定した子どもの権利条例は、日本国憲法や子どもの権利条約（正式名称：児童の権利に関する条約）を踏まえ、札幌市の実情に合わせて、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利の保障を進めるために制定したものです。</p> <p>子どもの体験や参加についての数値は、計画の策定に当たって平成 22 年 3 月に大人・子ども各 5 千人を対象に実施した「子どもに関する実態・意識調査」の結果を掲載し、いじめの現状については、札幌市教育委員会が実施している「いじめの状況等に関する調査」の結果を掲載しています。</p> <p>子どもの成長にとって、ふだんの生活の中で、自分が受け止められていると実感することや、さまざまな活動を通して人間関係をつくり合うことが大切なことから、基本目標 2 において、「子ども安心して過ごすための居場所づくり」と「活動を通して人間関係をつくり合える環境づくり」とまとめています。</p> |
| 39 | <p>「児童相談所将来構想に基づく取組の推進」は重要であるが、早急な児童相談所の増設が望まれる。</p> <p>子どもの権利擁護体制の強化のためには、児童相談所・各区・アシストセンター・法務省人権擁護委員会（子どもの人権専門委員）・子どもの権利委員会（札幌弁護士会）等との連携が必要である。</p> | <p>現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称) 区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。</p> <p>また、子どもアシストセンターでは、平成 21 年 9 月に「子どものための相談窓口連絡会議」を設置し、他機関との協力・連携を図っています。今後も引き続き、各相談窓口や関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図っていきます。</p> |
| 40 | <p>「多様化する保育ニーズに対応する」ために、「保育ママ」制度などを導入して、現実にある保育制度を崩壊させるのではなく、認可保育園の増設と保育園機能の充実と発展、幼稚園の有効活用こそが求められている。この施策は本末転倒である。</p> | <p>保育ママは家庭的保育事業として児童福祉法に位置付けられており、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを提供することを目的としています。</p> <p>札幌市では、保育ママ事業を実施するだけでなく、認可保育所について、平成 23 年度に 1,300 人の定員増を図る整備を予定しています。</p> <p>また、幼稚園の有効活用については、既存の幼稚園を活用して認定こども園とするためのモデル事業を実施するなど、取組を進めてまいります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 41 | <p>子育てサロンの開催曜日を増やしたり、地域開放図書館や児童会館にも乳幼児の受け入れ態勢があれば、居場所が増える。母子保健訪問指導には地域のサロン関係者も同行し、積極的な誘いの声掛けをするという手もある。母親の精神的なゆとりは子どもにとって一番大切。</p> | <p>いただいた御意見のうち、学校図書館地域開放事業への乳幼児の受け入れについては、お寄せいただいた御意見と本事業の目的は必ずしも一致しないため、乳幼児の受け入れ態勢を整える考えはありません。</p> <p>このほか、子育てサロン開催日については、個所数・開催回数の拡大に今後も取り組んでまいります。</p> <p>また、児童会館への乳幼児の受け入れについては、定期的で開催している子育てサロンのほか、主に午前中は、乳幼児や保護者の方の交流の場として、御利用いただいております。</p> <p>母子保健訪問指導の際の子育てサロン関係者の同行については、現行の訪問指導において、サロンも含めた地域の子育て支援サービスの情報提供を行っていますが、今後も相談・支援体制の充実を図ってまいります。</p> |
| 42 | <p>本気で「ワーク・ライフ・バランス」を考えているなら、企業責任に転化せず安心して働き暮らせる雇用創出と労働環境の整備に、他の部局とも連携して札幌市独自の施策を打ってもらいたい。道や国にも強く働きかけてほしい。</p> <p>北海道・札幌だけでも企業法人税を元に戻す、余計な優遇税制は廃止して当たり前の税金をもらう、誘致条件に合った地元の労働者採用の条件を正規職員とする、非正規労働者であっても最低賃金は生活保護基準（単身）に匹敵する時給千円にする、無償残業や長時間労働をやめさせ、その分をワーク・シェアリングで雇用し改善した企業をこそ支援する制度をつくる、第一次産業の振興と雇用創出に行政として支援を強める等、ワーク・ライフ・バランスを追求できる環境作りに力と予算を注ぐべきだと思う。</p> <p>親の収入が子どもの教育格差に反映している現実について、教育上の制度の充実も必要であるが、おおもとを解決する施策を、国がやらないなら地方自治体が北海道とも連携して進めるべき。</p> | <p>親が余裕を持って子どもと向き合える環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進は非常に重要であり、その実現のためには企業の主体的な協力が不可欠です。</p> <p>一方で、子どもが豊かに育つために重要な役割を果たしている家庭環境が、経済的な側面においても保障されるためには、経済対策が非常に重要でありますので、平成 23 年 1 月に策定した「札幌市産業振興ビジョン」に基づいて、国や北海道、さらには道内の他市町村との連携を一層進め、産業振興にもしっかりと取り組んでまいります。</p> |
| 43 | <p>「特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実」事業は、単なる連絡会の充実に止まらず、予算的処置を講じて、学校支援員・学びのサポーター等を多く配置し、「障がいのある子ども」も地域の学校に通学できるような体制を確立してもらいたい。</p> | <p>教育委員会では、特別な支援を必要とする子どもへの支援として、幼稚園・保育所・小学校の各担当者による連絡会を開催して小学校への接続を円滑に行い、安心して小学校に入学できる体制を整えるとともに、小中学校に学びのサポーターを配置して困り感のある子どもへの対応をしてきたところです。</p> <p>今後は、学びのサポーターの拡充等について検討するなど、支援体制の一層の充実を図ってまいります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 44 | <p>インクルーシブ教育が促進されるよう、教員配置や施設の充実を含めて、子どもや保護者が希望する選択が自由にできる環境づくりを先行させるべき。</p> | <p>インクルーシブ教育の重要性につきましては、「障がい者制度改革推進会議」等において指摘されているところですが、その実現に向けては、追加的な教職員配置や施設設備などの条件整備が必要であり、国の動向を踏まえながら引き続き検討していきます。</p> |
| 45 | <p>「子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案の「不登校児童生徒に対する支援のあり方を研究、相談指導学級等の公的機関やフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携による対応をより一層充実します。」という表現を「不登校については、従来の学校復帰策だけにとどまらず、生涯教育や福祉の観点から、広く「社会的自立」を目指しての支援を行います。そのために、フリースクールなどの民間施設との情報交換や、業務委託・助成も含めた連携をより一層充実します。」に変更する。 ・主な取組のうち「フリースクールなど民間施設との連携」について、「フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます」を「フリースクールなどの民間施設との情報交換を進め、民間施設も参画した不登校対策協議会設立や、相談指導学級などの業務委託、運営助成も含めた連携を図ります。」に変更する。 ・関連する主な取組や事業に以下の事業を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ①児童相談所が行っているものとは別に、不登校児童生徒のためのメンタルフレンド事業を創設する。 ②相談指導学級を増設し、各区に1つにする。また、相談指導学級に通いづらい子どものため、学外に適応指導教室を導入する。※①②については、フリースクールなどの民間施設に業務委託し、官民協働で効率的に対応する。 ③フリースクールなど民間施設で学ぶ子どもへの財政的支援を行う。 <p style="text-align: right;">【同様の意見 他5件】</p> | <p>計画では、基本目標2「子どもを受け止め、育む環境づくり」の基本施策1「子どもが安心して過ごす居場所づくり」において、不登校児童生徒に対する支援のあり方の検討、相談指導学級等の公的機関やフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携による対応をより一層充実するとしており、施設への支援のあり方を検討し、必要となる具体的な対策を進めていきます。</p> |
| 46 | <p>札幌市内には、公教育になじめない子供たちが1,600人以上いるが、それをフォローする人間が数名とは情けない。机上の空論より、即行動を今こそ起こしたい。</p> <p>フリースクールネットと公教育の両輪で、子供はみんな、幸せになれる権利がある。</p> | |
| 47 | <p>学校におけるいじめ・不登校などの理由により、フリースクールに通う子どものサポートは喫緊の課題である。</p> | |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 48 | <p>不登校の子供たちは「教室」に居場所がないと考えられる。相談指導学級を増やす、フリースクールに通いたい子供たちへの教育料補助・給食費の免除・利用日数を出席日数に数える等の支援が必要。</p> <p>そういう学び方は特別ではない、とする学校・世間の意識改革はもっと必要。</p> <p>また、地域開放図書館をもっと学校外の方へ宣伝して、さまざまな人たちが集える、地域と学校の懸け橋にできれば学校特有の閉塞感が薄れるのではないかな。</p> | <p>札幌市では、児童生徒が過ごしやすい学校・学級づくりや居場所づくりなど、不登校の児童生徒に対する支援のあり方などについて、関係部局による総合的な検討を進めているところです。</p> <p>なお、児童生徒がフリースクールなどの民間施設において指導・相談を受けたときは、一定の要件を満たす場合において、学校長の判断により、指導要録上出席扱いとしています。</p> <p>また、学校図書館地域開放事業については、いただいたご意見を参考に、今後事業の充実を図っていきたいと考えています。</p> |
| 49 | <p>「札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組む」とあるが、「学校におけるいじめ対策」について、情報モラル教育も大切だが、子どもが悪影響のあるインターネットサイトに接続できなくするよう、市としてフィルタリングを制度化することが急がれる。</p> | <p>平成21年4月1日より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、新規契約については、原則としてフィルタリングサービスを適用することとなっていますが、フィルタリングの普及には保護者への理解・啓発も大変重要であることから、「札幌市『ケータイ・ネット』セーフティ推進協議会」では、保護者向けの啓発資料を作成するなどして、各学校を通じて啓発活動を行っています。</p> |
| 50 | <p>いじめの現状はますます深刻でインターネットなどでの誹謗中傷も原因の1つにあげられる。現代の幸せ感の薄い子供たちのためにどう捉え守っていくのか。企業の参入子供の商品化でますます子供たちにとって大変な時代になっていく中での不安は改善されていくのか。</p> <p>課題がいくつもの文章で説明されていて分かりやすかったが、働きかけていく事についてももう少しふみこんだ解答があるとよい。</p> | |
| 51 | <p>「学校におけるいじめ対策」事業にある、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会の設置はその運用が重要であり、子どもの権利侵害につながらないような配慮が望まれる。</p> | <p>札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会は、学校関係者のほか、PTA、警察、関係企業、有識者によって構成され、それぞれの立場から御意見をいただき、協議を進めています。具体的には、子どもと保護者が話し合っってインターネットの利用に関する約束を決める手助けとなる資料を配布したり、中学生が制作した子ども向け・保護者向けの啓発動画を作成するなど、子どもの権利侵害につながらないよう配慮しながら、取組を行ってきています。</p> |
| 52 | <p>「学校におけるいじめ対策」について、最近はいじめが増えてきており、ニュースでは報道されないいじめが原因で自殺をする子どももいる現状であるため、まずはいじめの早期発見、早期対応に全力で取り組んでいただきたい。</p> <p>また、早期発見後の心のケアも大切なので、学校や保護者と共に子どもを守ってあげてほしい。</p> | <p>いじめの問題につきましては、早期発見・早期対応が大切であり、今後とも、アンケート方式の調査だけでなく、教師による日常の観察や子どもとの面談等を実施して、子どもたちの実態を把握するとともに、保護者等と連携を図りながら、子どもの心のケアを含め、早期対応に努めていきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 53 | <p>「いじめ」の防止には、子どもの権利条例について学校でしっかりした指導案を作製し、丁寧に時間をかけて指導をしていくことが必要である。</p> <p>この計画が子どもたちに定着するには、子どもの権利条例に対する学校と教育委員会の意識の低さが懸念されるため、学校・教育委員会の意識改革がまず大切。</p> | <p>札幌市教育委員会では、各学校における子どもの権利を生かした取組のより一層の充実を図るため、指導の手引を発行するとともに、公開授業をはじめとする研修会を実施してきましたが、今後につきましても、計画に基づき、教職員研修を充実するなどして、「いじめ」に関する指導を含む子どもの権利に関する取組の更なる充実を図っていきます。</p> |
| 54 | <p>「全児童生徒を対象にした、いじめに関する実態調査」はいらぬと思う。必要なのは人権教育と相談機関の正確な情報。</p> <p>基本的人権の相互尊重が育まれ、いじめを子どもたち自身の自治能力で解決できる環境を学校や大人が用意しなければならない。それがすぐには効果が表れないであろう現段階では、子どもアシストセンターなど相談機関の情報を正確に子どもに提供し、困っている子どもや困っている子どもの存在に心を痛めている子どもが相談できる環境を整えてやることだと思う。</p> | <p>いじめの問題については、思いやりの心を育むなど人権教育の推進が大切であり、ピア・サポートなど子ども同士が助け合い支え合う活動を取り入れるなどして、子どもたち自身がいじめを決して許さないという意識をもてるような取組を今後とも進めていきます。</p> <p>なお、「いじめに関する実態調査」の目的は、いじめの早期発見、早期対応を目的として実施しており、各学校においては、いじめられていると思う児童生徒に対して面談を行うなどしていじめの解決に向けた対応を行っています。</p> <p>一方で、いじめに関する実態調査や教師との面談等においていじめられていることを訴えない児童生徒がいることも踏まえ、教師やスクールカウンセラーによる日常の観察等により子どもたちの実態を把握するとともに、保護者等と連携を図りながら、子どもの心のケアを含め、早期対応に努めています。</p> <p>子どもアシストセンターについては、機関の周知や利用促進のため、小中学校の全児童生徒、高等学校などに名刺大のカードやリーフレットの配布、ポスターの掲出などを行っています。また、児童会館を利用する子どもたちを対象に、相談員が紙人形劇を活用して、いつでも気軽に相談できる機関であることを直接よびかける「あしすと子ども出前講座」を行っています。今後とも、子どもや保護者の方々にとってより利用しやすい機関とするため、積極的にPRを進めていきます。</p> |
| 55 | <p>「放課後の居場所づくりの推進」について、「しなの児童会館」が信濃小学校から遠く離れたところにあり、子どもが通うにはとても不便で、学校を挟んで西側の子供には使用不可能な環境にあります。ミニ児童会館のような居場所づくりを進めていただきたい。</p> | <p>札幌市では、1中学校区に1館を基本に児童会館を整備しており、この整備計画は達成しています。児童会館が利用しにくい地域においては、小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館の整備など、優先順位を決め、順次整備を進めていますので御理解願います。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 56 | ミニ児童会館と児童会館とに分けて運営するよりも、一つの施設で小学生から高校生が一緒に利用できる施設でも良いのではないか。児童会館が子どもだけではなく、お年寄りの方も利用できれば、子どもとお年寄りの交流の場となり、地域福祉やボランティア活動への理解を深める機会になると思う。 | 1 中学校区に1館を基本に整備している児童会館については、乳幼児から高校生までの児童と一緒に利用できる施設として、また、お年寄りなど地域の方々との交流の場として、事業を行っておりますので、今後もより一層地域に根差した運営を行うよう事業の充実に努めていきます。 なお、ミニ児童会館については、児童会館が遠くて利用しにくい地域に住む小学生が、放課後に安全・安心に過ごせる居場所として整備していますので御理解願います。 |
| 57 | 児童クラブの登録対象学年を「小学校3年生まで」から「小学4年生まで」について拡大の検討を早急をお願いしたい。 | 平成23年度から放課後児童クラブの対象学年を、現在の小学校3年生までから、小学校4年生までに拡大します。 |
| 58 | 「放課後の居場所づくりの推進」事業、留守家庭児童対策を充実させるため、「民間児童育成会の助成対象児童」は、「小学校4年生まで」ではなく、予算的処置を講じて「小学校6年生」までと充実してもらいたい。 | 放課後児童クラブにおける対象学年の拡大は、懸案でありました4年生までの拡大について、平成23年度からの実施に向け準備を進めているところであり、更なる学年の拡大は、全ての小学校区に放課後の居場所を整備することや、児童クラブの開設時間の延長など、優先すべき課題が多く、当面は困難な状況であることを御理解願います。 |
| 59 | 留守家庭児童対策として「小学4年生まで拡大することを検討します。」とあるが、予算化はこれからではあるものの、すでに昨年の議会で決定していることなので、「検討します」の表現は不適切である。ここに載せるなら、「更に、5～6年生までの拡大を検討します」なのではないか。 | 小学4年生までの拡大の実施に向けては、必要財源の確保等、解決しなければならない課題があることから、素案策定時においては、このような表現としていました。 また、更なる学年の拡大は、全ての小学校区に放課後の居場所を整備することや、児童クラブの開設時間の延長など、優先すべき課題が多く、当面は困難な状況であることを御理解願います。 |
| 60 | 「保育ママ」制度を必要と考え予算措置を講ずるのであれば、現行の人数要件に満たない民間学童保育施設に対しても最小限、「保育ママ」と同等の助成が必要。留守家庭児童事業の対象から人数要件を外すべき。 | 民間学童保育施設に対する助成については、国基準と同様に、助成する団体規模として、最低10人が妥当と認識しています。 |
| 61 | 児童クラブの登録を小学校3年生から小学校4年生にするのは賛成である。できれば時間についても18時から19時になったらと思っている親は多いと思う。 | 児童クラブの開設時間延長については、保護者のニーズがあることは認識しています。しかしながら、まずは、4年生までの対象学年の拡大に優先して取り組んだところであり、時間延長については、その後の重要な課題として、子どもたちの思いも勘案しながら、検討していきたいと考えていますので御理解願います。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 62 | 「課題を抱える中学校卒業後の子どもへの支援」事業、「子ども・若者支援地域協議会における活動支援」事業など一定の前進が見られるが、若者支援の観点からは全体として後退があるのではないか。 | 平成 22 年 4 月から若者支援総合センターに総合相談窓口を設置し、引きこもり・ニートなどの困難を有する若者やその家族からの様々な相談に対応するほか、個別面談や各種プログラムを通じて、若者の社会的な自立の促進に向けた取組を行っており、平成 22 年 4 月から 12 月における相談件数、新規登録者数、プログラム利用者数も、前年同月と比較し、大きく増加しています。 また、「子ども・若者支援地域協議会」については、平成 22 年 9 月に設置し、各関係支援機関の連携を深めているとともに、ユースアドバイザー養成講習会を開催することで、子ども・若者が抱えている問題の提起とその対応や関係機関の役割を伝える等、困難を有する子ども・若者の支援に関する共通認識の醸成を図っております。このように若者支援施策は大きな成果をあげていると考えています。 |
| 63 | 「児童会館を活用した学び直しのサポート」とあるが、「学び直し」とサポートのイメージは、どのようになるのか。 | 引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもが「学び直す」ため、学習の場（児童会館等）の提供や、学生ボランティアなどによる学習指導などのサポートを行うものです。 |
| 64 | 「子どもが安心して過ごす居場所づくり」について、今の子どもたちは、何が危険で、何が安全か、こうしたらどうなるかという予測ができない子が多い。 これでは、大人がどんな安全な居場所を作ろうか、あまり変わらないように感じる。大人が用意するばかりではなく、根本的な所で子どもたちが、生きていく力を身につける為には何が必要か考え、昔の子はできて現代の子ができない違いは何か知り（育ちなのか、周りの環境なのか。）施策を考えられると、もっと良い。 | 子どもの成長にとって、さまざまな体験活動を重ねることや、そうした活動を通して他者との関わりの中で自分自身を確立していくことが大切です 計画では、基本目標 1「子どもの意見表明・参加の促進」と掲げ、地域や関係団体と連携し、自然や芸術・文化、社会体験等の環境づくりに取り組むこととしています。また、基本目標 2「子どもを受け止め、育む環境づくり」と掲げ、ボランティア活動やスポーツ活動など、子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域・関係団体との役割分担や連携のもと、子どもたちが「生きる力」を身につけることができるような機会の充実に向けて支援を行っていくこととしています。 |
| 65 | 「子どもが安心して過ごすための居場所づくり」について、娘がミニ児童会館に通っているが、だんだん行きたがらなくなっている。親も子も安心して過ごせる居場所があればと思うが、親の安心と子供の気持ちとのギャップもあり、難しい問題である。（感想） | |
| 66 | 我が家の子供たちもパソコンを使用しているが、パソコンは良いことも悪いことも伝わっていくので親も気をつけて見ていかないとならない。（感想） | |

基本施策2「活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり」 3件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 67 | <p>札幌ではなじみの薄いプレーパーク事業について、市主催の勉強会やワークショップを開催することにより、市民の認知度も上がり、受け入れていく土壌ができていくのではないかと思う。</p> <p>注釈で書かれている内容では、プレーパークというものの理解ができないと思うので、具体的な内容を説明していただきたい。</p> <p>子どもの居場所に関して、他都市の例のように、フリースクールの力を借りて、プレーパーク事業の実現を検討いただけると、より多くの子どもたちの居場所が確保されていくように感じる。</p> <p>実施場所については、子どもたちが多く住んでいる場所が適当ではないか。</p> <p>プレーパークは料金がかからない遊び場であり、全ての子どもを受け入れていく素地を持ち合わせているので、札幌にまず一つでもできれば、必ずやその動きは広がりを見せ、子どもだけでなく、大人にとっても、かけがえのない居場所になると思う。</p> | <p>プレーパークについては、公園や空き地などを使い、地域のみなさんが市民活動として、遊びを引き出すプレーリーダーの支援のもと、子どもたちが主体的に参加し、「自分の責任で自由に遊ぶ」遊び場を開催・運営する取組であると考えています。</p> <p>こうした取組は、地域における子どもの居場所を増やし、主体的に取り組む体験機会を充実させるだけでなく、地域において子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支える大人を増やすことにより、子どもの権利条例の理念を体現する場が広がることを期待されます。</p> <p>現在、市内の市民団体が中心となり活動している事例はありますが、事業の実施に際しては、プレーリーダーや運営者など担い手の育成や、地域の理解・協力、さらには既存の市民活動との連携が不可欠でありますので、他都市の事例も参考に、市内各地でこうした取組が広がるよう、札幌市としての支援のあり方を検討していきたいと考えます。</p> |
| 68 | <p>「プレーパーク事業の推進」について、川崎市で行っている公設・民営の「川崎市子ども夢パーク」事業と類似の事業を期待したい。なお、このプレーパーク事業には計画段階から市民活動との協同が望まれる。(No.37の再掲)</p> | |
| 69 | <p>小・中・高校生が、乳幼児やその親と接する機会を作ってほしい。乳幼児の子ども権利を守るために一番有効なのは、たくさんの人と接する機会を得て愛されることではないか。また、親の孤独感軽減・母子カプセル感覚を変えないと、子どもにとって家庭が居場所となりにくくなる。</p> | <p>札幌市では、子育て支援総合センターや区保育・子育て支援センターにおいて、学校の長期休暇を活用して乳幼児家庭の親子と児童・生徒や地域住民が遊びを通して交流を深める機会を提供しているほか、学校と連携して児童・生徒に子育てに関する体験の機会を提供する次世代育成支援事業などを実施しています。</p> <p>なお、計画の基本目標2に「子どもを受け止め、育む環境づくり」を掲げ、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図っていきます。</p> |

基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」 17件

基本施策1「子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実」 10件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 70 | <p>「子どもアシストセンターの運営」事業、一層の充実を願いたい。</p> | <p>子どもの権利条例の施行と併せて設置した子どもアシストセンターでは、相談対応と必要に応じた調整活動などを通して、迅速かつ適切な救済に努めております。今後とも、子どもに関するさまざまな悩みなどを安心して相談できる環境づくりに、引き続き取り組んでいきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 71 | <p>アシストセンターの相談員を、任命制ではなく、公募制にしてはどうか。</p> <p>内容を相談員で集団検討する場合も、学校関係者だけの認識では不十分である。裁判でさえも裁判員制度を導入して感覚や判断の多様性をとりいれているので、子どもの相談を統治者の側の関係者だけの構成で対応するというのは弱点である。元教員でなくとも、子どものアシストに関わってカウンセリング力等にたけている人はたくさんいる。アシストセンターの多様性は、信頼に結びつくと思う。</p> | <p>子どもアシストセンターの相談員については、学校関係者のほか、臨床心理士などの有資格者、民間相談経験者など子どもとの関わりの経験、資格、年齢、性別等できるだけ幅広い人材を確保し、学校でのトラブルや友人関係の悩み、あるいは性格や身体に関する問題など、さまざまな相談に対応できるように努めています。今後とも、多様な人材の確保に努め、適切な対応ができるよう取り組んでいきます。</p> |
| 72 | <p>「いじめに関する実態調査」は、不登校生徒の意見も反映されなければ全く意味がない。フリースクールや不登校児の親の会等にも協力を要請すべき。</p> | <p>いじめに関する実態調査につきましては、全ての児童生徒を対象としており、不登校の児童生徒につきましても、家庭訪問を実施するなどして、可能な限り調査を実施しています。</p> |
| 73 | <p>「学校におけるいじめ対策」事業にある、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会の設置はその運用が重要であり、子どもの権利侵害につながらないような配慮が望まれる。(No.51の再掲)</p> | <p>札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会は、学校関係者のほか、PTA、警察、関係企業、有識者によって構成され、それぞれの立場から御意見をいただき、協議を進めています。具体的には、子どもと保護者が話し合っインターネットの利用に関する約束を決める手助けとなる資料を配布したり、中学生が制作した子ども向け・保護者向けの啓発動画を作成するなど、子どもの権利侵害につながらないよう配慮しながら、取組を行ってきています。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 74 | <p>「全児童生徒を対象にした、いじめに関する実態調査」はいらぬと思う。必要なのは人権教育と相談機関の正確な情報。</p> <p>基本的人権の相互尊重が育まれ、いじめを子どもたち自身の自治能力で解決できる環境を学校や大人が用意しなければならない。それがすぐには効果が表れないであろう現段階では、子どもアシストセンターなど相談機関の情報を正確に子どもに提供し、困った子どもや困っている子どもの存在に心を痛めている子どもが相談できる環境を整えてことだと思う。(No.54の再掲)</p> | <p>いじめの問題については、思いやりの心を育むなど人権教育の推進が大切であり、ピア・サポートなど子ども同士が助け合い支え合う活動を取り入れるなどして、子どもたち自身がいじめを決して許さないという意識をもてるような取組を今後とも進めていきます。</p> <p>なお、「いじめに関する実態調査」の目的は、いじめの早期発見、早期対応を目的として実施しており、各学校においては、いじめられていると思う児童生徒に対して面談を行うなどしていじめの解決に向けた対応を行っています。</p> <p>一方で、いじめに関する実態調査や教師との面談等においていじめられていることを訴えない児童生徒がいることも踏まえ、教師やスクールカウンセラーによる日常の観察等により子どもたちの実態を把握するとともに、保護者等と連携を図りながら、子どもの心のケアを含め、早期対応に努めています。</p> <p>子どもアシストセンターについては、機関の周知や利用促進のため、小中学校の全児童生徒、高等学校などに名刺大のカードやリーフレットの配布、ポスターの掲出などを行っています。また、児童会館を利用する子どもたちを対象に、相談員が紙人形劇を活用して、いつでも気軽に相談できる機関であることを直接よびかける「あしすと子ども出前講座」を行っています。今後とも、子どもや保護者の方々にとってより利用しやすい機関とするため、積極的にPRを進めていきます。</p> |
| 75 | <p>「児童相談所将来構想に基づく取組の推進」は重要であるが、早急な児童相談所の増設が望まれる。子どもの権利擁護体制の強化のためには、児童相談所・各区・アシストセンター・法務省人権擁護委員会(子どもの人権専門委員)・子どもの権利委員会(札幌弁護士会)等との連携が必要である。(No.39の再掲)</p> | <p>現在の児童相談所の単独設置を維持したうえで、現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した窓口を「(仮称)区家庭児童相談室」として、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。</p> <p>また、子どもアシストセンターでは、平成21年9月に「子どものための相談窓口連絡会議」を設置し、他機関との協力・連携を図っています。今後も引き続き、各相談窓口や関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図っていきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 76 | 児童虐待について、学校と家庭だけでは分からない部分があるので、近所の声を大切に、子供の変化を見逃さないように気をつけていかなければならない。 | 現在策定中の「札幌市児童相談体制強化プラン」においては、従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させ、「(仮称)オレンジリボン協力員制度」を創設することとしており、幅広く個人や町内会、商店街なども気軽に参加してもらい、身近な社会資源や地域力を高め、児童虐待の早期発見・早期対応に努めていきます。 |
| 77 | 現実として、不登校児童が学級にいて、対応には大変困っている。 担任だけでは、連絡し続け家庭訪問をするだけでも負担となっているので、学校内だけでなく、外部の専門機関と連携していけることはとても心強い。また、「対応の手引きを配布」とあるが、それだけでは、見る人も少ないと思う。学校ごとに研修会を開くなど、聞かざるを得ないくらいの場合が必要。 | 不登校や児童虐待の問題につきましては、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、各学校が組織的に子どもや家庭を支援していくことが大切であり、今後も、教職員研修会を実施するとともに、学校ごとに校内研修会を開き、対応についての共通理解を図っていくよう働きかけていきます。 |
| 78 | 不登校児童の多くは、学校関係者とは直接会いたがらないと思われるので、子どもの安否確認をしたければ即外部に依頼してしまってもよいのではないかと。但し、追い詰めるような言動がないよう委託される人への教育が必要。 | 学校関係者のみでは不登校児童生徒の状況把握が困難である場合については、教育委員会に連絡、相談するとともに、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、児童相談所や区役所の関係課、警察署などの関係機関の協力を得て状況把握に努めているところです。 |
| 79 | 「児童虐待の手引き」や「研修」の対象を教員に限定しているが、現実問題として児童虐待は低年齢化しており、学齢期前の子どもにおいても対策が必要。よって、保育士、幼稚園教諭、民間学童保育の指導員、児童会館のスタッフ、フリースクールのスタッフなどあらゆる子どもと関わる機会の多い大人に、「手引き」や「研修」を提供すべき。 行政には、実践的な横の連携のセンターの役割を果たしてほしい。 | 教職員のほか、保育士、幼稚園教諭、児童会館の指導員等を対象とした研修を行っており、研修受講者には「児童虐待対応協力員」として虐待の早期発見のご協力をいただいております。さらに今後は、現在策定中の札幌市児童相談体制強化プランにより、一層の対策を進めていきます。 |

基本施策2「権利侵害を起こさない環境づくり」 7件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 80 | 教育関係者の研修とは違った意味の大人向けの「公開授業」を年間計画に入れて推進してもらいたい。特に入門編的な内容は、区ごとに小・中学校区単位できめ細かく、できれば高校も含んだ各校のPTA、町内会の青少年育成委員などと連携して、年間計画に入れてもらい、「出前講座」として職員や権利委員が出向いていくようにしたらどうか。 ペーパーや電子機器で良しとしないで、「足で稼ぐ」、他機関・機構との調整ではなく、知ってもらいたい相手＝保護者・元保護者との距離を縮める施策に労を注ぐ段階である。協議や調整は確かに必要なだが、この分野の具体化が遅れていると強く思う。 | 現在、札幌市では、保護者や子どもに直接関わる市民等に対し、子どもの権利の理解促進を図るため出前講座を実施しており、今後も出前講座の利用を積極的に働きかけてまいります。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 81 | <p>「民族教育」とは、どのようなイメージなのか。</p> | <p>「民族教育」については、特に札幌市では、先住民族であるアイヌ民族について学習しており、児童生徒がアイヌ民族の歴史や文化等を尊重するとともに、アイヌ民族、とりわけアイヌ民族の児童生徒に対する偏見・差別やいじめ等をなくすことを目指しています。</p> |
| 82 | <p>障がいを抱える事は決して特別なことではなく、誰でも突然なり得る、他人事ではないという事を教えてほしい。</p> <p>普通学級に在籍していて、若干みんなより遅れがちな児童に対して助け合う姿勢がない。しかも、目に付きやすいので教師がよく注意し、児童からますます軽視され、はげ口になりやすい。小学校高学年よりも、まず教育関係者に対して教育し直してもらいたい。</p> | <p>障がいなど、困り感のある児童生徒に対する指導法や配慮事項などについて教職員が正しく理解し指導に当たることは大変重要であると考えています。</p> <p>教育委員会では、これまでも初任者研修や10年経験者研修などにおいて特別支援教育にかかわる教職員研修を進めるとともに、各学校においても、学びの支援委員会による研修などを行ってきたところですが、今後につきましても、御指摘の趣旨を踏まえ、より一層研修を充実していきます。</p> |
| 83 | <p>基本目標1の基本施策2及び基本目標3の基本施策2について、子どもたち自身がより良く生きていくための権利(手法)を理解し、活用していくことは、同時に自分が誰かの人権を侵害しないことも理解していく必要があるのではないかと。</p> <p>特に、多様な価値観がある現代社会では、きちんとコミュニケーションをとることが権利侵害を起こさないことにつながると思う。そのため、民族教育や男女平等の個別の学習も大切だが、子どもやそれに関わる大人たちへの人権教育が重要になってくる。</p> | <p>子どもが正しく権利を行使するためには、自分の持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の権利についても理解し、お互いの権利を尊重し合うことができるよう理解することが重要です。</p> <p>計画では、基本目標3の基本施策2「権利侵害を起こさない環境づくり」において、「子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、他者を尊重する意識を身につけることができるよう、人権に関する教育や学びの機会」や、「大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害についての意識を高めることができる取組」を充実することとしています。</p> |
| 84 | <p>学校を使用した「公開授業」の設定を、毎年全区開催をめざしてもらいたい。また、可能なら、ウィークエンドの開催として市民参加ができるような設定にしてほしい。子どもにどういうふうに啓蒙されているのか市民が検証する大事な場だと思う。また、子どもとの関係でそれが難しいという側面があるとも思うので、ウェブで公開できないか。</p> | <p>子どもの権利に関する「公開授業」につきましても、市民の方々にも御参加いただきながら続ける予定です。</p> <p>なお、公開授業を行う校数や開催日時等につきましても、公開授業を行う学校の事情等を踏まえる必要があります。</p> <p>また、公開授業の様子をインターネット上で公開することにつきましても、授業を受けている子どもの個人情報保護の観点から難しいものと考えています。</p> |
| 85 | <p>「子どもの権利委員会」の活動が、権利侵害を起こさない環境づくりとなるよう、また誰からも活動が見えるような検証作業を行ってほしい。</p> <p>そのために、子どもの意見を広く聴き取る「子ども委員会」を常設で設置してほしい。</p> <p>【同様の意見 他1件】</p> | <p>この計画の推進に当たっては、子どもの権利条例に基づく附属機関である「子どもの権利委員会」に実施状況を報告し、評価・検証を行っていくこととなりますが、その際、必要に応じて子どもの声も生かしていきます。</p> <p>なお、委員会は原則として公開され、議事録や会議資料についても公開しています。</p> |

基本目標4「子どもの権利の意識を大切にす意識の向上」 7件

基本施策1「子どもの権利に関する広報普及」 6件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 86 | <p>基本的人権や子ども期の人権についての年齢にふさわしい教育プログラムを「推進計画」に加える必要があると思う。</p> <p>札幌の条例の豊かな特質の一つは、前文にあるように「日本国憲法と国連子どもの権利条約に基づいている」ことである。基本的人権と子ども期の人権についての子どもの成長段階に応じた理解があつてこそ、具体的な施策が生きてくるのだと思う。</p> | <p>小中学校における社会科の授業や中学校の家庭科において、日本国憲法における基本的人権の尊重や子どもの権利条約について学習しています。</p> <p>また、今年度実施した子どもの権利に関する公開授業では、小学校においては日本国憲法における基本的人権の尊重の中で、また、中学校においては、世界の子どもの人権（子どもの権利条約）を扱う中で、札幌市の条例を直接取り上げた授業を公開しました。これらの授業で用いた資料などを各学校に提供するなどして、子どもの権利に関する指導の啓発に努めていきます。</p> |
| 87 | <p>「人権」に関し、無関心な人が多く、ボランティア団体内でも、学習することは困難であるので、一般向けの資料をつくってほしい。</p> | <p>条例の趣旨をより多くの市民の皆様に御理解いただくため、計画では、基本目標4の基本施策1「子どもの権利に関する広報普及」において、全ての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する広報普及活動に積極的に取り組むこととしています。</p> |
| 88 | <p>メディアの活用などでの広報啓発活動に取り組むのはよい。市民の目につく所にポスターを貼ったり、この計画に関するチラシを配布するなど、もっと市民にこのようなものがある事を知らせていかなければならない。計画の内容は良いが、もっとわかりやすく簡単な言葉で表記した方が、より関心を持つ人が増えるのではないか。</p> | <p>計画の実行に当たっては、いただいたご意見も参考に、効果的な広報活動に取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| 89 | <p>子どもの成長・発達段階は個々によりさまざまであること、見た目にはわかりにくい障がいがあることを明記しないと、かえって他と比べられて苦しむ子どもが増える事になりかねない。</p> | <p>広報普及に当たっては、目的や内容に応じて、適切な内容で理解を深めていきたいと考えています。</p> |
| 90 | <p>今年の8月、「いのち輝け！」をテーマに全国高等学校PTA連合会の全国大会が札幌で行われる。そのプレ企画として、道高P連ないしは大会実行委員会と未来局の共催で「子どもの日」前後などに、子どもの権利（＝子ども期の人権）を広く学ぶ企画をもってはどうか。</p> <p>子どもを守る社会としての、大人としての責任と反省の意をこめて、「いのち輝け！」をメインテーマとする大会をめざす実行委員会だから、共に追求できるチャンスに思う。</p> | <p>全ての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を通して、子どもの権利に関する広報普及活動を進めていきます。</p> <p>これらの実施に当たっては、取組の内容に応じて、必要な場合には関係団体等との連携・協力のうえ進めていきます。</p> |
| 91 | <p>「さっぽろ子どもの権利の日」事業には、企画段階から子どもの参加が意識されているが、子どもの権利について継続的な活動を担っている市民活動団体との協同も考慮していただきたい。</p> | <p>「さっぽろ子どもの権利の日」の事業の実施に当たっては、事業の内容に応じて、必要な場合には関係団体等との連携・協力しながら進めていきます。</p> |

基本施策2「子どもの権利に関する学びの支援」 1件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|--|
| 92 | (小・中学校での)「出前授業の実施」事業は注目したい。「保育所職員への研修の実施」事業は「幼稚園職員」「学校の教職員」にも子どもの権利に関する一層の研修を望みたい。 | 教育委員会では、基本目標4の基本施策2にありますように、子どもの権利に関する公開授業や各種研修会を行うとともに、教育課程編成の手引等の指導資料を配布し、理解の促進を図ることなどにより、子どもの権利に関する教職員研修のより一層の充実を図っていきます。 |

第5章 計画の推進と評価 5件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 93 | 推進体制について、「各種関係団体と連携を深めながら」とあるが、学校、保育所、幼稚園、学童保育所などの子どもに関わる機関、子育て中の親も含め、一丸となることが求められており、具体的な表現が必要。 | 子どもの権利の保障については、直接これに関わる各教育機関や児童福祉施設はもとより、それ以外にも、市民や関係団体も含めた社会全体で進めていく必要があることから、「市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら」としています。 |
| 94 | PDC Aサイクルにより成果指標の目標値を目指していければよいが、少子高齢化の現状をみて少し数値目標が低いように思う。 | 計画では、計画の評価・検証の実効性を高め、施策の改善につなげていくため、成果指標を設定しています。 |
| 95 | 目標値を定めていることを評価するが、②と③の文言は、子ども向けなのか市民向けなのか曖昧である。子ども自身の評価と市民の評価を分けて目標値にはできないか。 | 成果指標は、計画に掲げた各基本目標の要素、及び子どもに関する総合計画である「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」における類似指標を踏まえて設定し、目標値は、平成22年3月に実施した「子どもに関する実態・意識調査」での現状値等を参考に設定しています。 |
| 96 | 「成果指標」として、「さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)」類似指標を踏まえた割合が表示されているが、「現状と課題」に記載された抽出調査(子どもに関する実態・意識調査)を判断基準として計画の推進評価を行うべきであり、計画素案に示された数値は副次的指標として取り扱うべきものと考ええる。 | なお、成果指標①については、子どものみを対象とし、②及び③については、大人と子どもそれぞれを対象としており、いずれも調査項目の表現をそのまま用いています。 |
| 97 | 気持ちの問題を数値目標にするのは、強い違和感をもつ。この分野でやってはいけない設定だと思い、削除を求める。あえて、こうした表現を使うなら常に100%しかない。 | |

その他計画全般 14件

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|--|---|
| 98 | 札幌市立の幼稚園で、子供の権利についての出前講座や、「札幌らしい特色ある学校教育」に沿った読み聞かせを行おうとしたところ、幼稚園の反対で行うことができなかった。計画では、子供の権利について理解促進に努めるとしているが、職員が市が打ち出している方向や計画を知らないのではないか。 | 札幌市教育委員会では、子どもの権利条例の趣旨を生かした教育活動の一層の充実が図られるよう、「子どもの権利に関する指導の手引」を作成し、全ての市立学校教員に配布しています。 |
| 99 | 互いの違いを教育機関が認め子供たちに違いを教え、子供の権利を守っていくことが大切ではないか。 幼稚園、学校は、未来を担う子供を教育し育てるといふ、保護者と同じ目標の元に、幼稚園、学校の役割を行ってもらいたい。 | 計画においても、子どもの権利に関する教職員研修の一層の充実を図るなど、今後も教職員の意識の向上に努めていくこととしています。 |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|---|
| 100 | <p>計画は、18歳未満であれば外国籍の子どもにも日本人と同じ権利を与えることになり、また、日本の学校と同等の支援をする必要が出てくるので、反対する。</p> | <p>札幌市では、子どもの権利条約や日本国憲法に基づき、子どもが健やかに成長するために欠かすことのできない基本的な権利の保障を進めるため、子どもの権利条例を制定し、施行しています。</p> |
| 101 | <p>素案に反対する。まず、自国の日本国籍を有する市民を守ってほしい。外国籍を持つ子供は、日本国籍を有する子供と全く同じ権利は持てない。もっと愛国心をもったものが作られるよう、「愛国心を持てるような子供の健全な育成」を望む。</p> | <p>この計画は、条例の理念を実現して、札幌に住む一人ひとりの子どもの権利の保障を進めるため、札幌市の取組や、家庭、学校・施設、地域における取組を推進するためのものです。</p> |
| 102 | <p>子どもの権利を声高に言わなくても、親をはじめ大人社会がしっかりと認識する義務や責任であることの方が求められている。</p> <p>さらには、町内会組織等の地域社会が子どもに目を向け、対策を講じることが行政として、今、やらなければならないことである。それに予算や人を当てれば、虐待や体罰・非行は少なくなる。</p> <p>計画については異議はないが、それを親や大人・地域社会全体で、取り組む義務や責任を前面に出すことを強く主張する。</p> | <p>子どもの権利が守られるためには、家庭や学校・施設、地域といったあらゆる場面における、大人の役割が重要です。</p> <p>また、子どもは、自分の持つ権利を正しく理解するとともに、他者の権利についても意識し、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、権利の行使を通して正しく理解していくことが重要です。</p> <p>この計画においても、基本理念に「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げ、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を市民の皆様とともに目指していきたいと考えています。</p> |
| 103 | <p>子どもの権利については、主張することはわかるが、権利を主張するとその裏には「義務」も発生する。必ず、最低しなければいけない「義務」というものも考えなければ不十分で、わがままな自立のできない子どもたちが育ってしまうのではないか。</p> <p>子どもの権利を考えることは、大切だが、子どもの義務や親の義務もしっかり考え、公開していくべき。</p> | |
| 104 | <p>子どもの権利については、全て、「子ども」を「人間（市民）」と置き換えることができる。</p> <p>いくら行政や学校、警察等が関与しようとしても、今の親権のあり方では、計画がただの計画で終わってしまう。子どもへの虐待、給食費の未払い、育児拒否、放任、過保護・過干渉全て、親のあり方が問題。</p> <p>親が貧困、病気等で生活を支えることが難しいというのが原因で子どもの権利が守れないようならば、社会で助けるシステムが必要であり、親の養育態度を考える方策（親権へも踏み込んでいける）もなければならぬ。</p> | <p>子どもの養育が困難である家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その解決のためには生活保護制度や医療機関、生活支援、育児支援など、さまざまな社会資源を活用していく必要があります。現在策定中の「札幌市児童相談体制強化プラン」により要保護児童対策地域協議会を活性化させ、子どものいる家庭を多角的に支援できる対策を進めていきます。</p> <p>また、親権につきましては、審議会からの答申が出されたところであり、制度改正の動きを注視しながらどのように活用できるか検討していきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 105 | <p>親の子供に対する意識の低さを感じる。産み、育てていくという意識のないまま親になってしまい、現実の大変さ、つらさから簡単に離婚、虐待などが増えているのではないかと。子供にとって、親はどうあるべきなのか、どのように関わりしつけていかなければならないのか、教える者がいない現状である。</p> <p>母親のお腹の中にいる貴重な10ヶ月間は、父親と母親になるための期間であり、この期間を親になるまでの学校にしてみてもと思う。まずは親と子の関係、親子の触れ合いが一番のポイントである。それから地域住民、学校などが加わり安心できる環境の中で子供は育っていくのではないかと。</p> | <p>札幌市では、初めての出産を迎える夫婦に対して、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、親としての意識が高まるよう、母親教室や両親教室を実施しています。</p> <p>計画では、基本目標2の基本施策1「子どもが安心して過ごす居場所づくり」において、母親教室や両親教室など家庭に対する啓発活動のほか、保護者が安心し、余裕を持って子育てをするための相談・支援体制の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を行うとしています。</p> |
| 106 | <p>推進計画を見ても、学校教育での取組よりも、社会教育での取組が目立つ。子どもに特化して施設での支援も重要だが、他の社会教育施設を活用した事業が有効だと思う。</p> | <p>子どもの成長にとって、学校や地域での生活のさまざまな場面において、興味を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験機会を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育てていくために大切なことです。</p> <p>計画では、基本目標1の基本施策3において、札幌らしい学校教育の推進のほか、札幌市生涯学習センターを拠点とした「さっぽろ市民カレッジ」の開催や、札幌市環境プラザにおける「環境教育」など、学びの充実に向けた取組を進めることとしています。</p> |
| 107 | <p>基本施策の推進のためには市民の連携（関心と協力）が大切であることが「計画の推進体制」に記載されているが、それを行うためには市民が理解しやすい表現とすべき。</p> <p>一例として、基本施策において「関係機関との連携」を頻繁に用いているが、市民は、「関係機関」と表記されてもそれがどのような機関を指しているかを十分理解し得ないと考えられる。特に昨今の市行政は庁内の局・部・課・係間においてさえ十分な連携がなされていないことを鑑みれば、「関係機関との連携」という一言で表現をすることは避けるか、注釈一覧に記載しておくことが妥当。</p> | <p>それぞれの事業や取組によって関係する機関・団体は異なるため、その全てを示すことは困難ですが、地域との取組に特に関わりが深いと考えられる2か所について、具体的な例示を行いました。（修正点は2ページのとおり。）</p> |
| 108 | <p>医療の現場に、患者と医師の話し合いをスムーズに行えるように調整する仕事として、「メディエーター」という職種がある。</p> <p>教育の現場にも「カウンセラー」と別にこのような方がいるとよい。また、子ども、親、先生、学校、それぞれの立場でかかえている問題についてバランスを図りながら考えるために広く問題提起をしていく事も大切である。プライバシー保護の問題もあると思うが、せめて委員会の種類や委員の数を増やす等多くの大人がかかわれる計画を推進してほしい。</p> | <p>教育委員会では、学校に対する相談支援（基本目標2の基本施策1）を行っています。これは、学校だけでは解決が難しいケースについて、状況に応じて弁護士等の専門家の助言を受けながら、担当指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、セラピストなどが相談・調整活動を行うものです。</p> |

| No. | 意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|-----|---|--|
| 109 | <p>子どもと関わることをなりわいとしている大人が、安心して子どもと関わるができるよう、保育士、学童保育の指導員、児童館の職員に見られる低収入状況を打開する施策を打ち出してもらいたい。</p> | <p>私立保育所職員の給与の決定は、施設を設置運営する法人の判断と考えますが、限られた運営費の中、職員の待遇改善を図るためには、国の運営費基準に負うところが大きいことから、今後も、その改善について国に要請してまいります。</p> <p>また、学童保育指導員、児童館職員の指導員等の給与の決定については、それぞれの運営主体・雇用主の判断と考えます。</p> <p>札幌市としては、国の基準等にも照らした費用負担をしていると認識しています。</p> |
| 110 | <p>予算の確保について、行政に携わる者が、市民に対して「市の財源がない」「予算がない」と言うのはお門違いである。今、どの分野に市民が納めた税金を投入するのが憲法や地方自治法にある行政の責任を果たすことになるのか、常にそういう視点にたつて庁内の予算折衝に当たってもらいたい。そこを議論し、財源を確保するのは行政の責任に属するもので、市民＝それを要求する側に求めるものではない。そこを逆転させた、反問は“禁じ手”である。</p> | <p>計画の実施に伴い確保すべき財源については、必要な予算措置を講ずるよう努めていきます。</p> <p>なお、昨今の厳しい財政事情の中、市政の推進に当たっては、「あれもこれも」から「あれかこれか」という選択を行いつつ施策を実施していかなければならない状況です。</p> <p>こうした情報を市民の皆さまにお知らせすることも市民自治に基づく市政を進めるうえで大切であると考えています。</p> |
| 111 | <p>推進計画の体系というところで、基本理念、目標、施策が簡潔に書かれていて、分かりやすい。「計画」というのは実行していくために立てるものなので、目標を4つにしぼり、分かりやすくまとめてあるのはよい。子どもたちのために少しでもよりよい環境にしていくことができたらと思う。(感想)</p> | |